

居宅介護支援サービス「ジャンボ 居宅介護支援事業所」

重要事項説明書

1 サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるご利用者様を対象に、様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で自立した日常生活がおくれますよう、ご利用者様の心身の状態に応じた、またご家族の希望に沿った「居宅サービス計画」の作成などを行うものです。
なお、指定居宅介護支援は、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って行われるものであります。

2 サービスの担当者

ご利用者様のご相談に応じる担当者は、厚生省令で定められた試験に合格し、研修を終了した下記の介護支援専門員が担当しますので、ご不明の点などございましたら、何でもお気軽にご相談下さい。

■担当者名

■電話番号 052-846-2733

■FAX番号 052-846-2734

3 ジャンボ 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定状況及びサービス提供地域

事業所名	ジャンボ居宅介護支援事業所
所在地	名古屋市緑区鳴海町字小森8番地6 サンハウス野並2階208号
介護保険指定番号	2371401718
通常のサービス提供地域	名古屋市内（緑区、天白区）

※上記以外の地域以外の方でもご希望の方は、ご相談下さい。

(2) 当事業者の特徴（運営方針）

当事業所の介護支援専門員は医療、介護の専門家であり、普段の活動より、医師をはじめとする医療者との交流も密で身体の事をよく把握したきめ細かなケアプランを作成します。

また関係市町村、他の介護保険事業者との連携に努めます。

事業の実施にあたっては、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、複数の事業所の紹介に努め、公正中立に実施させていただきます。（別紙参照）

(3) 介護支援専門員等の体制

区分	常勤	非常勤	主な職務内容
管理者	1名	名	ケアマネージメント業務の総括・代表
介護支援専門員	3名以上	1名	ケアマネージメント業務の企画調整・実施

(4) 営業日・営業時間

営業日	月～金（土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始 12/29～1/4、8/15を除く）
営業時間	午前9時～午後5時

上記営業時間以外でも24時間連絡体制を確保しています。

(5) 課題分析の方式 居宅サービス計画ガイドライン方式、愛介連版アセスメントシート、その他自己作成アセスメントシート

4 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

おおむね次の手順で進めて参ります。

(1) ご利用者様から居宅介護支援サービスの利用申し込み

↓

(2) ご利用者様のご自宅を訪問し、ご利用者様の心身の状態や置かれている環境等を調査し、可能な限りご自宅で自立した日常生活がおくれますよう、解決すべき課題を把握・分析します。

↓

(3) ご利用者様やご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご希望をお伺いします。

↓

(4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、また主治医やサービス事業者と協議(サービス担当者会議等)して、居宅サービス計画を作成します。

計画に基づいた、ご利用者様に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用表を作成します。

また、介護サービスを利用された際に、ご利用者様がご負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので、併せてご確認の上、毎月の訪問時にご了解をいただきます。

↓

(5) 「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。

↓

(6) 介護サービス提供後も、継続的にご利用者様の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、毎月再評価を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行います。

5 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

(1) ご利用者様にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。

ご連絡がないと、ご利用者様が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。

(2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分、住所の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。

6 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、ご利用者様のご依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談下さい。

(1) ご利用者様のご依頼に基づき、市町村の窓口に、要介護認定の申請(新規・変更・更新)を代行します。ただし、代行にあたっては、手続き上、ご利用者様の被保険者証をお預かりすることになります。

(2) ご利用者様のご依頼に基づき、市町村の窓口に、「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を代行します。

ただし、代行にあたっては、手続き上、ご利用者様の被保険者証をお預かりすることになります。

(3) 介護保険制度に関する内容はもちろんその他のご相談に応じます。

7 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

- 要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、ご利用者様のご負担はありません。
- ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、要介護度に応じて、1ヵ月当たり介護報酬と同額の利用料をご負担いただくことになります。

(2) 交通費

- 特に算定はありません。

8 秘密の保持、記録の開示

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たご利用者様やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。

なお、介護サービスが適切且つ円滑に提供されるよう、サービス事業者にご利用者様やご家族の情報を提供することがあります、その場合には、事前にご了解をいただきます。

ご利用者様の求めに応じてサービス提供記録を開示させていただきます。

9 事故発生時の対応

- ご利用者様に対するサービス提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかにご利用者様のご家族及び市町村窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

10 虐待防止の為の措置について

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 従業者又は、養護者（養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。
- (3) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を設置し、年に1回以上委員会また研修を実施します。その結果は、従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 管理者 稲岡 宏子

11 感染症の予防及びまん延防止の為の措置について

- 事業所において感染症の発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を設置し、年に1回以上委員会また研修を実施します。その結果は、従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。

12 業務継続計画（BCP）の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に1回以上実施します。
- (3) 事業所は、災害対策強化委員会を設置し、研修及び訓練を年1回以上実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 ハラスメント対応について

- 事業者は、従業者及びご利用者等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組みます。
- (1) 事業者は、ハラスメント対策指針を策定し、職場におけるハラスメント防止に取り組みます。
- (2) ご利用者及びそのご家族、従業者に対してハラスメント行為を発見した場合には、厳正に対応いたします。
- (3) 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの暴行や暴言、威嚇、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、過度な要求、プライバシーの侵害等の行為により精神的な苦痛を与えた場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

14 サービス内容に関する苦情

- (1) ご利用者様に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情、及び「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応します。
- ご利用者様相談センター 担当窓口 管理者 稲岡 宏子
電話番号 052-846-2733
FAX番号 052-846-2734
- (2) ご利用者様は、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号 (052) 962-1307
名古屋市天白区役所介護福祉係	電話番号 (052) 807-3896
名古屋市緑区役所介護福祉係	電話番号 (052) 625-396
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室	電話番号 (052) 959-3087

15 事業計画及び財務内容の閲覧

- ご利用者様の求めに応じて、事業計画、財務内容に関する資料を閲覧に供します。

16 サービスの終了

- (1) お客様のご都合でサービスを終了する場合
お申し出下さればいつでも解約できます。
- (2) 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様が入院などによりサービスの利用が6ヶ月以上なかった場合
※この場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

17 その他重要事項

○居宅サービス計画はご利用者様ご本人でも作成することができます。

○入退院となった際には、医療との連携に伴う情報提供、支援を進めてまいります。

速やかに医療機関に対して私共の名称および担当者名をお伝えください。

○居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を行うとともに訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を別紙にて作成示します。また、指定居宅サービス事業者を選択変更することもできますので、その際には複数の指定居宅サービス事業者等を紹介させていただきます。

(居宅サービス計画の作成を担当する指定居宅介護支援事業者)

住所	名古屋市南区鶴里町一丁目78番地の2
名称	有限会社 ジャンボ
連絡先	052-846-2733

令和 年 月 日

当事業者は、利用者に対して上記重要事項を説明しました。

居宅介護支援事業所

名称 ジャンボ居宅介護支援事業所

説明者氏名

私は事業者から上記重要事項説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所
関係()
氏名